

## 特記仕様書

### 第1条

- 1 本特記仕様書は、広島高速5号線標識設置工事に適用する。
- 2 本工事の施工にあたっては、広島高速道路公社制定「土木工事共通仕様書」(令和7年8月)に基づき実施しなければならない。

### 第2条

本工事は、契約後VE対象工事である。詳細は、「土木工事共通仕様書 1-1-3-7 契約後VE工事」による。

### 第3条

土木工事共通仕様書に対する特記仕様事項は、以下のとおりとする。

#### 1 品質証明について

本工事は、品質証明の対象工事である。

#### 2 標識設置について

広島高速道路公社制定「広島高速道路計画設計資料」第3章標識設置基準に基づいて施工を行うこと。

#### 3 中間検査について

- (1) 本工事は、中間検査の対象工事とする。
- (2) 検査日は、別途監督職員より連絡する。
- (3) 検査は、完成検査及び既済部分検査時に、工事場所で確認が難しいものを対象に実施する。  
詳細については、監督職員より通知するものとする。

#### 4 工期について

工期は、雨天・休日等（日曜日、祝日、夏季休暇及び年末年始休暇の他、作業期間内の全土曜日を含む。）を含み、契約締結の日から令和9年3月31日とし、工期の設定にあたっては、以下のとおり見込んでいる。なお、以下に示す内容は、発注者が工期設定するための内容を示したものであり、工事の履行にあたっての実施工工事については受注者の責任において定めるものとする。

| 項目     | 日数  | 備考 |
|--------|-----|----|
| 準備期間   | 40日 |    |
| 後片付け期間 | 20日 |    |
| 検査期間   | 13日 |    |

#### 5 情報共有システムについて

- (1) 本工事は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図る情報共有システムの対象である。
- (2) 本工事で使用する情報共有システムは次とする。

広島県工事中情報共有システム

<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/asp/index.html>

## 6 工事報告書（工事誌）について

受注者は、工事完了時に工事記録等をとりまとめて、工事報告書（工事誌）を作成し、監督職員に提出しなければならない。なお、様式については、監督職員から別途通知するものとする。

## 7 総合評価落札方式について

### （1）入札時の技術提案等の施工計画書への記載

受注者は、入札時の技術提案又は簡易な施工計画（以下「技術提案等」という。）の履行にあたり、受注者が行う履行確認の方法・頻度等（以下「履行確認計画」という。）について監督職員の確認を受けた後、工事着手前に提出する施工計画書に反映させるものとする。

ただし、落札者決定結果の通知時に「不採用」とした提案については対象外とする。

### （2）入札時の技術提案等の履行確認及び検査

ア 受注者は、監督職員が指示する時期に監督職員による履行確認を受けなければならぬ。監督職員による履行確認については、履行確認計画の内容を元に別途指示する。なお、監督職員による履行確認については、土木工事共通仕様書 3-1-1-5「監督職員による確認及び立会等」第 1 項から第 5 項の規定を準用する。

イ 受注者は、監督職員が実施する履行確認の際に、完成時に不可視となる箇所の確認が十分できるように配慮するものとする。

ウ 受注者は、監督職員が実施する履行確認に臨場しなければならない。なお、監督職員は履行確認において、臨場を机上とすることができます。この場合、受注者は、施工記録や写真等の履行確認資料を整備し、監督職員に提出しなければならない。

エ 受注者は、履行確認計画に基づく施工記録等（上記ウを含む）を履行確認資料として作成するとともに、完成検査時に提出し、検査員の検査を受けなければならない。

### （3）入札時の技術提案等の変更

契約締結後に、条件変更等不可抗力な状況が発生したこと等により、入札時の技術提案等に基づく施工ができないときは、監督職員と協議すること。

### （4）入札時の技術提案等の保護

入札時の技術提案等については、その後の工事においてその内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りではない。

### （5）責任の所在

発注者が適正と認めた入札時の技術提案等における受注者の責任は、広島高速道路公社建設工事請負契約約款（以下「契約約款」という。）第 1 条第 3 項と同様とする。

### （6）実施上の留意事項

技術提案書等に記載された内容を満たす施工が行われなかった場合は、契約約款第 43 条（発注者の催告による解除権）によるほか、次のとおりとする。なお、技術提案書等に記載された内容に対する履行状況が、特に悪質と認められる場合は指名停止の措置を行うことがある。

## 8 コンクリート構造物における型枠間固定部材（P コン等）の穴埋め補修について

穴埋めを行う材料及び施工方法について事前に監督職員と協議し、施工計画書に記載すること。また、その履行について監督職員に確認を受けること。履行確認の方法、頻度についても事前に監督職員と協議すること。

## 9 低入札受注時における追加配置技術者

広島高速道路公社建設工事請負契約約款第 54 条第 3 項の規定により追加配置した技術者について

て、土木工事共通仕様書 1-1-1-5 (コリンズへの登録) により、工事実績情報システム (コリンズ) へ登録する場合には、追加配置した技術者は主任技術者として登録すること。

## 10 建設発生土

- (1) 当該工事により発生する建設発生残土は、現場内流用することを見込んでいる。  
搬出場所 広島駅北口側トンネル坑口付近
- (2) 工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により上記の指定により難い場合は、発注者と受注者が協議するものとする。

## 11 遠隔地からの労働者確保について

- (1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の次に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施に当たって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準書の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更を行う。  
営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上げ費  
(宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る。)  
労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用
- (2) 本工事における実績変更対象費の割合は次のとおりである。
  - ア 共通仮設費（率分）に占める実績変更対象費(労働者送迎費、宿泊費、借上げ費)の割合：12.82%
  - イ 現場管理費に占める実績変更対象費(募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用)：1.59%
- (3) 受注者は、遠隔地から労働者確保をする場合、実績変更対象費の割合を参考にし、工事着手までに実施計画書（様式 1）を作成し、監督職員に提出する。
- (4) 最終精算変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更が必要な場合は、実績報告書（様式 2）及び実績変更対象費について実際に支払った全ての証明書類（領収書の写し、領収書の出ないものは金額の妥当性を証明する書類等。）を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。
- (6) 実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、受注者が実績変更対象費について実際に支払った額のうち証明書類において確認された費用から、土木工事標準積算基準書に基づき算出した額における実績変更対象費を差し引いた額を加算して算出する。なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって設計変更を行うものとする。
- (7) 受注者から提出された資料に疑義の申告があった場合については、法的措置及び指名除外等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

## 12 遠隔地からの建設資材調達について

建設資材及び仮設材については、調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。また、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類（実際の取引伝票の写し等）を監督職員に提出するものとし、その費用について設計変更することとする。

「調達地域等」とは、建設資材にあっては、広島県土木工事設計資材単価表で示す地区、又は地

区の指定がない場合は広島県内をいい、仮設材にあっては、土木工事標準積算基準書（広島高速道路公社）第X編 参考資料 第2章 工事費の積算 1)間接工事費 1)-1 共通仮設費 1 運搬費 (4)リース器材の運搬 で示す仮設材が所在すると推定される場所又は大手リース業者基地等をいう。

### 13 交通誘導警備員の配置について

交通誘導にあたって、「平成30年7月豪雨に伴う交通誘導警備員の配置に関する取扱いについて（[https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/file/traffic\\_keibi.pdf](https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/file/traffic_keibi.pdf) 参照）」によることとし、自家警備を行う場合は、交通誘導警備検定合格者（1級及び2級）、交通誘導に關し専門的な知識及び技能を有するもの、又は過去3年以内に広島県交通誘導員対策協議会が承認した団体（（一社）広島県建設工業協会又は広島県建設業協会連合会）が実施する安全講習会を受講しているものを配置することとする。

なお、自家警備を行う場合の労務単価は設計変更の対象としない。

### 14 热中症対策に資する現場管理費の補正について

本工事は、工事現場の熱中症対策に資する経費に関して、現場管理費の補正を行う工事である。

(1) 工期（工事の始期日から工事の終期日までの期間で、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日、後片付け期間の合計をいう。なお、検査期間13日、年末年始6日間（12月29日～1月3日）、夏季休暇3日間（国民の祝日である山の日の次の日から土曜日、日曜日、振替休日を除く3日間とする。）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。）期間中の真夏日の状況に応じて、変更契約時に現場管理費の補正を行うものとする。

(2) 真夏日とは、日最高気温が30度以上の日をいう。また、日最高暑さ指数（WBGT）が25度以上の日をいう。ただし、夜間工事のみの場合は、作業時間帯の最高気温または最高暑さ指数（WBGT）を対象とする。

(3) 気温の計測箇所及び結果は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温または環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）を用いることを標準とする。

(4) 受注者は、工事期間中における気温の計測箇所、用いる計測値及び計測期間（計測開始日、計測終了予定日）を明記した施工計画書を工事着手前に提出し、計測結果を工事完成時までに監督職員に提出すること。

(5) 受注者は、計測終了日について、工事完成時までに監督職員と協議するものとする。

(6) 積算方法は次のとおりとする。

#### ア 補正方法

(ア) 受注者より提出された計測結果の資料を基に、補正值を算出し現場管理費率に加算する。なお、現場管理費率の補正は「積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合の補正」、「緊急工事の場合」及び本補正值を合計し、2%を上限とする。

(イ) 真夏日率=工期期間中の真夏日÷工期

(ウ) 補正值(%)=真夏日率×1.2

イ 補正值の計算結果は、パーセント表示で小数点3位を四捨五入して2位止めとする。

(7) 受注者より、熱中症対策に資する現場管理費の補正が不要である旨の協議があった場合は、補正を行う工事から対象外とすることができる。

(8) 検査職員から修補の指示があった場合、修補期間は対象外とする。

### 15 週休2日適用工事等について

本工事は月単位の週休2日適用工事（発注者指定方式）であり、「広島高速道路公社週休2日適用工事等実施要領（令和7年7月）」に基づき実施するものとする。

## 16 法定外の労災保険の付保について

- (1) 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。
- (2) 受注者は、広島高速道路公社建設工事請負契約約款第 55 条に基づき、法定外の労災保険の契約締結したときは、その証券又はこれに代わるものを使やかに監督職員に提示しなければならない。
- (3) 法定外の労災保険は、政府の労働災害補償保険とは別に上乗せ給付等を行うことを目的とするものであり、(公財)建設業福祉共済団、(一社)建設業労災互助会、全日本火災共済協同組合連合会、(一社)全国労働保険事務組合連合会又は保険会社との間で、労働者災害補償保険法に基づいて契約を締結しているものとする。

## 17 架空線の防護管に要する費用の取扱いについて

工事区域上空の架空線の防護管に要する必要については、現在、見込んでいない。ただし、架空線等事故防止対策簡易ゲートに要する費用については、安全費として共通仮設費率に含んでいる。

架空線に近接した工事の施工に当たって、架空線管理者又は防護線施工会社（以下、「架空線管理者等」という）との協議により、架空線管理者等から防護管に要する費用負担を求められた場合、工事打合せ簿により監督職員と協議し、設計変更の対象とする。

設計変更の対象として認められる場合は、架空線管理者等からの見積書を提出すること。

なお、広島高速道路公社の占用物件となっているNTTケーブルの防護管取付に係る費用はNTT負担とし、受注者が支払うことは要しない。

## 18 主任技術者又は現場代理人の兼務制限の緩和について

広島高速道路公社建設工事請負契約約款第 10 条第 3 項に規定する現場代理人に関し、別添「主任技術者等の兼務制限の緩和について」に定める要件に該当する場合は、他の工事との兼務を認めることとする。

なお、本件工事の落札者において当該緩和措置を受けようとする場合は、様式第 1 号を提出し、当公社より承認を得るものとする。

※様式等については、「広島高速道路公社ホームページ」に掲載している。

<https://www.h-exp.or.jp/technology/shiryou/>

## 19 疑義について

設計図書、特記仕様書、契約書等に明記されていない事項または疑義の生じた事項については、監督職員と協議して決定するものとする。

## 主任技術者等の兼務制限の緩和について

- (1) 主任技術者又は現場代理人の兼務の件数については次表のとおりとし、他に配置されている工事とこれから配置しようとする工事が以下の条件を満たす場合に限り、兼務を認める。
- (2) 4,000万円（建築一式工事にあっては8,000万円）以上の主任技術者等（主任技術者及び現場代理人）は、県・市発注の災害復旧工事を含む場合、密接な関係（※1）があり、全ての工事箇所の間隔が15km程度以内の公共工事であれば3件まで兼務を認める。
- (3) 兼務制限の件数は、最終的に配置される工事件数（主任技術者又は現場代理人として配置されている工事（主任技術者と現場代理人を兼務している場合も含む。）を1件とする。）の合計であり、兼務する全ての工事が表中の適用金額未満であることを要する。

| 主任技術者                |  | 現場代理人                |  |
|----------------------|--|----------------------|--|
| 請負対象<br>設計金額<br>(税込) | 兼務制限   | 請負対象<br>設計金額<br>(税込) | 兼務制限   |
| 8,000万円              | <b>兼務不可</b> <p>《<b>緩和</b>》 3件以内</p> <p>○県市発注の災害復旧工事と密接な関係（※1）があり、全ての工事箇所の間隔が15km程度以内の公共工事に限り3件以内</p> <p>※監理技術者の場合は兼務不可</p> | 8,000万円              | <b>兼務不可</b> <p>《<b>緩和</b>》 3件以内</p> <p>○県市発注の災害復旧工事と密接な関係（※1）があり、全ての工事箇所の間隔が15km程度以内の公共工事に限り3件以内</p> |
|                      | <b>兼務不可</b> <p>《<b>緩和</b>》 3件以内</p> <p>○県市発注の災害復旧工事と密接な関係（※1）があり、全ての工事箇所の間隔が15km程度以内の公共工事に限り3件以内</p> <p>※監理技術者の場合は兼務不可</p> |                      | <b>兼務不可</b> <p>《<b>緩和</b>》 3件以内</p> <p>○県市発注の災害復旧工事と密接な関係（※1）があり、全ての工事箇所の間隔が15km程度以内の公共工事に限り3件以内</p> |
| 4,000万円              | <b>兼務不可</b> <p>《<b>緩和</b>》 5件以内</p> <p>○同一市町内（※2）の工事（※3）に限る</p>  | 4,000万円              | <b>兼務不可</b> <p>《<b>緩和</b>》 5件以内</p> <p>○同一市町内（※2）の工事（※3）に限る</p>                                      |
|                      | <b>兼務制限なし</b>  |                      |  |

※1 密接な関係とは、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事（資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請け業者で施工する場合を含む）をいう。

※2 安芸郡4町については同一市町内として取り扱う。

※3 工事には、公共工事以外の工事も含む。

※4 低入札工事において専任での配置が必要となった低入札技術者については、兼務制限の緩和の対象外とする。

## 土木工事施工条件

| 明示項目        | 明示事項   |
|-------------|--|
| <b>現地調査</b> | <p><b>(施工地域区分)</b><br/>市街地 (DID補正)</p> <p><b>(標識設置箇所)</b><br/>標識設置箇所の詳細について現地確認を行い、監督員と協議のうえ工事を行うこと。現地確認及び協議の結果、構造等変更の必要が生じた場合は、設計変更の対象とする。</p>  |
| <b>工程関係</b> | <p><b>(概数発注)</b><br/>本工事で計上しているトンネル部における小型標識工（ルートマーク及び規制標識）について、設置箇所や設置方法等を別途監督員と協議し決定すること。決定した内容について、設計変更の対象とする。指示する時期は令和8年9月末を予定している。</p> <p><b>(施工時期の制限等)</b><br/>本工事は関連工事が複数あり、工事区間の重複に伴う輻輳作業が発生する工事である。このため、発注者主催「広島高速5号線本線等整備工事連絡調整会議」を定期的に開催することとしており、施工時期の調整等について主体的に関わること。</p> <p><b>(施工時間帯)</b><br/>本工事は、原則昼間時間帯での作業を見込んでいるが、供用中の高速1号線での作業が必要となる工種については、夜間工事を見込んでいる。工事実施にあたっては、「広島高速5号線本線等整備工事連絡調整会議」や、関係機関協議により施工時間帯を決定することとし、時間帯の変更が必要となった場合は、別途協議を行うこと。設計変更の対象とする。</p> <p><b>(関係機関協議)</b><br/>本工事では、発注者が次のとおり工事期間中の関係機関協議を予定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路協議<br/>内容：街路部大型標識工の道路改築・占用協議等<br/>相手：広島市道路課、東区役所、南区役所<br/>時期：令和8年6月末完了予定</li> <li>・警察協議<br/>内容：道路法第95条の2第2項に基づく協議<br/>相手：広島県公安委員会<br/>時期：令和8年9月末完了予定</li> <li>・その他協議<br/>内容：広島県道路標識対策部会<br/>相手：国、広島県、広島市、広島県警察本部、西日本高速道路㈱、本州四国連絡高速道路㈱<br/>時期：令和8年3月末完了予定</li> </ul> |

|                        | <p>このほか必要に応じて関係機関協議を実施する場合があるため、円滑に協議が進むよう監督員と協議・調整を行い、協議資料作成に協力すること。</p> <p>なお、広島県道路標識対策部会で決定した内容に基づき工事を実施する必要があるため、協議完了後、内容に変更があった場合については別途指示する。</p> <p><b>(週休2日試行方式)</b><br/>本工事は、発注者指定による週休2日（閉所型・月単位）適用工事である。広島高速道路公社週休2日適用工事等実施要領に基づき工事を実施すること。</p>  |     |     |                    |  |                    |  |                        |  |                    |  |                   |  |                  |  |                      |  |                      |  |                      |  |                    |  |                    |  |                    |  |                 |  |                   |  |
|------------------------|--|-----|-----|--------------------|--|--------------------|--|------------------------|--|--------------------|--|-------------------|--|------------------|--|----------------------|--|----------------------|--|----------------------|--|--------------------|--|--------------------|--|--------------------|--|-----------------|--|-------------------|--|
| <b>安全対策関係</b>          | <p><b>(交通誘導員)</b><br/>現道交通及び工事用車両の誘導に対応するため、交通誘導員を次のとおり計上している。なお、交通誘導員の配置を要する工種、場所等の詳細については、別途監督員と協議すること。</p> <p>現場の実情や地元及び関係機関との協議等により変更が生じた場合は、設計変更の対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交通誘導員A（昼間）延べ39人</li> <li>・交通誘導員B（昼間）延べ42人</li> </ul>  |     |     |                    |  |                    |  |                        |  |                    |  |                   |  |                  |  |                      |  |                      |  |                      |  |                    |  |                    |  |                    |  |                 |  |                   |  |
| <b>関連工事関係</b>          | <p><b>(他工事との調整)</b><br/>現在契約済、公告済工事で関連する他工事は次のとおり。今後も追加予定であることから、関連する他工事と十分協議調整の上、相互協力して工事を円滑に施工すること。</p> <p>関連する他工事</p>   |     |     |                    |  |                    |  |                        |  |                    |  |                   |  |                  |  |                      |  |                      |  |                      |  |                    |  |                    |  |                    |  |                 |  |                   |  |
|                        | <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="542 1149 1123 1181">工事名</th><th data-bbox="1123 1149 1409 1181">発注者</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="542 1181 1123 1212">高速5号線シールドトンネル掘削他工事</td><td data-bbox="1123 1181 1409 1212"></td></tr> <tr> <td data-bbox="542 1212 1123 1244">広島高速5号線トンネル接続その他工事</td><td data-bbox="1123 1212 1409 1244"></td></tr> <tr> <td data-bbox="542 1244 1123 1275">広島高速5号線温品JCT鋼上部工事（1工区）</td><td data-bbox="1123 1244 1409 1275"></td></tr> <tr> <td data-bbox="542 1275 1123 1307">広島高速5号線料金所等新築その他工事</td><td data-bbox="1123 1275 1409 1307"></td></tr> <tr> <td data-bbox="542 1307 1123 1338">広島高速5号線受変電設備その他工事</td><td data-bbox="1123 1307 1409 1338"></td></tr> <tr> <td data-bbox="542 1338 1123 1370">広島高速5号線ETC設備設置工事</td><td data-bbox="1123 1338 1409 1370"></td></tr> <tr> <td data-bbox="542 1370 1123 1401">広島高速5号線電力系遠方監視制御設備工事</td><td data-bbox="1123 1370 1409 1401"></td></tr> <tr> <td data-bbox="542 1401 1123 1432">広島高速5号線トンネル換気設備その他工事</td><td data-bbox="1123 1401 1409 1432"></td></tr> <tr> <td data-bbox="542 1432 1123 1464">広島高速5号線外可変式道路情報板設備工事</td><td data-bbox="1123 1432 1409 1464"></td></tr> <tr> <td data-bbox="542 1464 1123 1495">広島高速5号線道路照明設備その他工事</td><td data-bbox="1123 1464 1409 1495"></td></tr> <tr> <td data-bbox="542 1495 1123 1527">広島高速5号線トンネル非常用設備工事</td><td data-bbox="1123 1495 1409 1527"></td></tr> <tr> <td data-bbox="542 1527 1123 1558">広島高速5号線伝送交換設備その他工事</td><td data-bbox="1123 1527 1409 1558"></td></tr> <tr> <td data-bbox="542 1558 1123 1590">広島高速5号線CCTV設備工事</td><td data-bbox="1123 1558 1409 1590"></td></tr> <tr> <td data-bbox="542 1590 1123 1621">広島高速5号線ラジオ再放送設備工事</td><td data-bbox="1123 1590 1409 1621"></td></tr> </tbody> </table> | 工事名 | 発注者 | 高速5号線シールドトンネル掘削他工事 |  | 広島高速5号線トンネル接続その他工事 |  | 広島高速5号線温品JCT鋼上部工事（1工区） |  | 広島高速5号線料金所等新築その他工事 |  | 広島高速5号線受変電設備その他工事 |  | 広島高速5号線ETC設備設置工事 |  | 広島高速5号線電力系遠方監視制御設備工事 |  | 広島高速5号線トンネル換気設備その他工事 |  | 広島高速5号線外可変式道路情報板設備工事 |  | 広島高速5号線道路照明設備その他工事 |  | 広島高速5号線トンネル非常用設備工事 |  | 広島高速5号線伝送交換設備その他工事 |  | 広島高速5号線CCTV設備工事 |  | 広島高速5号線ラジオ再放送設備工事 |  |
| 工事名                    | 発注者  |     |     |                    |  |                    |  |                        |  |                    |  |                   |  |                  |  |                      |  |                      |  |                      |  |                    |  |                    |  |                    |  |                 |  |                   |  |
| 高速5号線シールドトンネル掘削他工事     |  |     |     |                    |  |                    |  |                        |  |                    |  |                   |  |                  |  |                      |  |                      |  |                      |  |                    |  |                    |  |                    |  |                 |  |                   |  |
| 広島高速5号線トンネル接続その他工事     |  |     |     |                    |  |                    |  |                        |  |                    |  |                   |  |                  |  |                      |  |                      |  |                      |  |                    |  |                    |  |                    |  |                 |  |                   |  |
| 広島高速5号線温品JCT鋼上部工事（1工区） |  |     |     |                    |  |                    |  |                        |  |                    |  |                   |  |                  |  |                      |  |                      |  |                      |  |                    |  |                    |  |                    |  |                 |  |                   |  |
| 広島高速5号線料金所等新築その他工事     |  |     |     |                    |  |                    |  |                        |  |                    |  |                   |  |                  |  |                      |  |                      |  |                      |  |                    |  |                    |  |                    |  |                 |  |                   |  |
| 広島高速5号線受変電設備その他工事      |  |     |     |                    |  |                    |  |                        |  |                    |  |                   |  |                  |  |                      |  |                      |  |                      |  |                    |  |                    |  |                    |  |                 |  |                   |  |
| 広島高速5号線ETC設備設置工事       |  |     |     |                    |  |                    |  |                        |  |                    |  |                   |  |                  |  |                      |  |                      |  |                      |  |                    |  |                    |  |                    |  |                 |  |                   |  |
| 広島高速5号線電力系遠方監視制御設備工事   |  |     |     |                    |  |                    |  |                        |  |                    |  |                   |  |                  |  |                      |  |                      |  |                      |  |                    |  |                    |  |                    |  |                 |  |                   |  |
| 広島高速5号線トンネル換気設備その他工事   |  |     |     |                    |  |                    |  |                        |  |                    |  |                   |  |                  |  |                      |  |                      |  |                      |  |                    |  |                    |  |                    |  |                 |  |                   |  |
| 広島高速5号線外可変式道路情報板設備工事   |  |     |     |                    |  |                    |  |                        |  |                    |  |                   |  |                  |  |                      |  |                      |  |                      |  |                    |  |                    |  |                    |  |                 |  |                   |  |
| 広島高速5号線道路照明設備その他工事     |  |     |     |                    |  |                    |  |                        |  |                    |  |                   |  |                  |  |                      |  |                      |  |                      |  |                    |  |                    |  |                    |  |                 |  |                   |  |
| 広島高速5号線トンネル非常用設備工事     |  |     |     |                    |  |                    |  |                        |  |                    |  |                   |  |                  |  |                      |  |                      |  |                      |  |                    |  |                    |  |                    |  |                 |  |                   |  |
| 広島高速5号線伝送交換設備その他工事     |  |     |     |                    |  |                    |  |                        |  |                    |  |                   |  |                  |  |                      |  |                      |  |                      |  |                    |  |                    |  |                    |  |                 |  |                   |  |
| 広島高速5号線CCTV設備工事        |  |     |     |                    |  |                    |  |                        |  |                    |  |                   |  |                  |  |                      |  |                      |  |                      |  |                    |  |                    |  |                    |  |                 |  |                   |  |
| 広島高速5号線ラジオ再放送設備工事      |  |     |     |                    |  |                    |  |                        |  |                    |  |                   |  |                  |  |                      |  |                      |  |                      |  |                    |  |                    |  |                    |  |                 |  |                   |  |
| <b>建設副産物関係</b>         | <p><b>(建設発生土)</b><br/>標識基礎工で発生する建設発生土は、現場内流用を見込んでおり、広島駅北口側トンネル坑口付近での盛土工で流用予定である。<br/>詳細については、別途監督員と協議し決定すること。</p>  |     |     |                    |  |                    |  |                        |  |                    |  |                   |  |                  |  |                      |  |                      |  |                      |  |                    |  |                    |  |                    |  |                 |  |                   |  |
| <b>その他</b>             | <p><b>(発生品)</b><br/>インターロッキングブロックについて、再利用を行うこと。<br/>なお、再利用が困難な場合は監督員と協議すること。</p>   |     |     |                    |  |                    |  |                        |  |                    |  |                   |  |                  |  |                      |  |                      |  |                      |  |                    |  |                    |  |                    |  |                 |  |                   |  |